

横浜市中企業融資制度の信用保証料率を変更します

横浜市が取扱金融機関及び横浜市信用保証協会と連携して行う「横浜市中企業融資制度」のうち、次の資金につきまして、多くの方に申込をいただきました。このたび横浜市の信用保証料助成の予算上限に達する見込みのため、信用保証料助成については終了とし、信用保証料率を下記のとおりに変更します。

1 対象資金

資金名	新型コロナウイルス特別資金
信用保証料率	【変更前】0.405~1.800% → 【変更後】0.45~2.00%
資金名	新型コロナウイルス 伴走支援特別資金
信用保証料率	【変更前】ゼロ（国補助後） → 【変更後】0.20~1.15%（国補助後） *本資金は国の保証制度「伴走支援型特別保証制度」に対応したものです。
資金名	SDGsよこはま資金
信用保証料率	【変更前】0.3375~1.4250% → 【変更後】0.45~1.90%
資金名	小規模企業特別資金
信用保証料率	【変更前】0.45~1.98% → 【変更後】0.50~2.20%
資金名	創業おうえん資金
信用保証料率	【変更前】0.30%（再挑戦は0.72%） → 【変更後】0.40%（再挑戦は0.80%）
資金名	事業承継資金
信用保証料率	【変更前】0.315~1.620% → 【変更後】0.35~1.80% （経営者保証不要）【変更前】0.09~1.62% → 【変更後】0.10~1.80%

2 変更開始日

令和4年9月27日（火）（横浜市信用保証協会 受付分）

3 融資の申込先

取扱金融機関 26 行（次の URL をご参照ください。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/yushiseido/yushi.html#toriatukai>

お問合せ先	
経済局 金融課長	近藤 陽介 Tel 045-671-2586

※ 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。